

(平成27年5月13日 第13回厚生科学審議会予防接種・
ワクチン分科会予防接種基本方針部会提出資料)

広く接種を促進する疾病・ワクチン に関する検討の進め方について (抜粋)

厚生労働省 健康局
結核感染症課 予防接種室
平成27年5月13日
第13回予防接種基本方針部会

広く接種を促進する疾病・ワクチンに関する検討の進め方について

○ 国は、予防接種施策の推進の科学的根拠として、ワクチンの有効性、安全性及び費用対効果に関するデータについて可能な限り収集を行い、客観的で信頼性の高い最新の科学的知見に基づき、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会及び同分科会に設置された三つの部会（以下「分科会等」という。）の意見を聴いた上で、予防接種施策に関する評価及び検討を行う。【予防接種に関する基本的な計画 第一より】

○ 新規のワクチンについては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の手続きを経て製造販売承認が行われた際には、国は、速やかに、当該ワクチンの法上の位置付けについて分科会等の意見を聴いた上で検討し、必要な措置を講じるよう努める。【予防接種に関する基本的な計画 第三より】

今後の進め方

ワクチン評価に関する小委員会

1. 予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方について、評価項目や評価の方法等を含めた医学的・科学的な視点から議論を行うとともに、各疾病・ワクチンについて、予防接種法の定期接種に位置付けるかどうかの考え方の整理。
2. 提出されたファクトシートを下に、専門的知見を有する参考人を招聘して協力を得つつ、基本方針部会に提出する報告書の作成に必要な論点及び追加作業等を整理しながら作業を進める。

2
ファクトシート作成後はできるだけ速やかにワクチン評価に関する小委員会を開催する。

事務局等において科学的知見の収集

協力
研究班等

報告

国立感染症研究所等において6月を目処に作成

国立感染症研究所にファクトシートの作成依頼。

○ 引き続き、実施にあたってのより具体的な検討などが必要。
○ また、国民に対して広く接種機会を提供する仕組みとして実施するためには、前提として、ワクチンの供給・実施体制の確保、必要となる財源の捻出方法等の検討を行った上で、関係者の理解を得るとともに、副反応も含めた予防接種施策に対する国民の理解等が必要。

ただし！

広く接種を促進することが望ましいことの決定

※注 原則として政省令の改正が必要ない場合

予防接種・ワクチン分科会

☆ 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議。

定期の予防接種に位置付ける ※注

任意接種として疫学情報等を引き続き収集

予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会

- ☆ 予防接種法の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理。
- ☆ 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議。

報告書作成の進捗状況について報告

定期の予防接種に位置付けることの提案 ※注

定期の予防接種に位置付けないことの提案